

保護者の皆様

豊中市教育委員会

豊中市立小中学校における緊急事態宣言における対応について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、国において緊急事態宣言が発令されたことを受け、大阪府より緊急事態措置として、市町村教育委員会へ以下の通りの要請がありました。

- 1 4月8日(水)から5月6日(水)までの間を臨時休業とする。
- 2 4月8日(水)以降の入学式等は延期する。
- 3 登校日は、当面の間実施しない。

ただし、大阪の新型コロナウイルス感染状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の実施の可否を判断する。

つきましては、豊中市といたしましても、府の要請に基づき、明日(9日)以降、登校日は当面の間実施しないこととします。

ただし、概ね1週間ごとの状況を鑑み、その後の対応について学校へ連絡いたします。状況により、登校日を再設定する予定です。

今回の緊急事態宣言の趣旨は、「外出自粛の要請」(特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請、「イベント開催自粛の要請」(イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請)の2点です。

小中学校については、これら外出自粛の協力要請の効果を見極めたうえで、施設の使用制限が検討されることとなります。

年度当初の大切な時期にこのような対応になりましたが、保護者の皆様におかれましては、緊急事態宣言の趣旨を踏まえていただきますとともに、お子様を守るための臨時休業期間であることをご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、これまでもお伝えしておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる留意点につきまして、次に記載します。ご参照ください。

留意点

- ・臨時休業期間中は、お子様の健康、安全のため、感染予防に努めながら屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすることは差支えありません。
- ・お子様の健康状態を注視していただき、継続した健康観察をお願いいたします。
- ・今後の連絡については、学校連絡メール「すぐメール」を活用いたします。未登録のご家庭は、メール登録にご協力をお願いいたします。登録されない場合は、緊急時の連絡先及び連絡手段について学校までご連絡ください。
- ・次のいずれかに該当する場合は、豊中市保健所新型コロナウイルス感染症コールセンター(電話：06-6151-2603)に連絡してください。

・風邪の症状や37.5以上の発熱が4日以上続いている方(解熱剤を飲み続けている期間を含む)
・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
基礎疾患のある方は、上記のいずれかの状態が2日程度続く場合
医療機関を受診する際は、他の人との接触(公共交通機関の利用等)をできるだけ避け、マスクの着用、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする時は、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。